茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成 19 年 11 月 29 日

条例第 22 号

改正　平成20年８月６日　条例第６号

改正　平成21年２月12日　条例第１号

改正　平成21年６月26日　条例第８号

改正　平成22年２月17日　条例第４号

改正　平成24年２月28日　条例第１号

改正　平成26年２月14日　条例第１号

改正　平成27年３月13日　条例第６号

改正　平成28年２月23日　条例第４号

改正　平成29年２月22日　条例第２号

改正　平成30年２月20日　条例第１号

改正　平成30年７月31日　条例第２号

改正　平成31年２月25日　条例第２号

改正　令和２年２月21日　条例第１号

改正　令和２年４月28日　条例第７号

改正　令和３年２月22日　条例第１号

改正　令和３年３月18日　条例第２号

改正　令和４年２月22日　条例第１号

改正　令和５年２月24日　条例第５号

改正　令和６年２月19日　条例第４号

改正　令和６年８月27日　条例第６号

改正　令和７年２月21日　条例第８号

目次

第１章　茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第１条）

第２章　後期高齢者医療給付（第２条）

第３章　保健事業（第３条）

第４章　保険料（第４条－第 23 条）

第５章　雑則（第 24 条）

第６章　罰則（第 25 条－第 29 条）

附則

第１章　茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

（茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第１条　茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第２条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、５万円を支給する。

第３章　保健事業

（保健事業）

第３条　広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査その他必要な事業を行う。

２　前項に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第４章　保険料

（保険料の賦課額）

第４条　法第 104 条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第 99 条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

２　前項の賦課額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第５条　前条の所得割額は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「政令」という。）第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から同法第 314 条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除

後の総所得金額等」という。）に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第９条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第 10 条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「省令」という。）第 83 条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第 12 条第３号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第 85 条で定めるところにより算定した特定期間（法第 116 条第２項第１号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

２　前項の場合における地方税法第 314 条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第 313 条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項の所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（保険料の被保険者均等割額）

第６条　第４条の被保険者均等割額は、第 12 条第３号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

２　前項の被保険者均等割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第７条　第５条第１項の規定により算定された所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第８条　令和６年度及び令和７年度の所得割率は、100 分の 9.66 とする。

（被保険者均等割額）

第９条　令和６年度及び令和７年度の被保険者均等割額は、47,500 円とする。

（保険料の賦課限度額）

第 10 条　第４条の賦課額は、80 万円を超えることができない。

（賦課期日）

第 11 条　保険料の賦課期日は、４月１日とする。

（保険料の賦課総額）

第 12 条　特定期間における各年度の法第 104 条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第 14 条又は第 15 条に規定する基準に従い第４条から第 10 条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第 70 条第３項（法第 74 条第 10 項、第 75 条第７項及び第 76 条第６項において準用する場合を含む。）及び第 78 条第７項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第 70 条第４項（法第 74 条第 10 項、第 75 条第７項、第 76 条第６項及び第 78 条第８項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、法第 116 条第２項第１号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、法第 117 条第２項の規定による拠出金及び法第 124 条の２第１項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ　法第 93 条第１項及び第２項、第 96 条並びに第 98 条の規定による負担金、法第 95 条の規定による調整交付金、法第 100 条の規定による後期高齢者交付金、法第 102 条及び第 103 条の規定による補助金、法第 117 条第１項の規定による交付金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第 89 条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険

者均等割総額の 48 分の 52 に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第 90 条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合）

第 13 条　保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第 14 条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに政令第 18 条第４項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第 314 条の２第２項第１号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第３号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下

この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第 314 条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の７を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に 30 万５千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の５を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前２号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に 56 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の２を乗じて得た額

(4) 前３号の場合における地方税法第 314 条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第 313 条第３項から第５項までの規定を適用せず、所得税法第 57 条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとして計算する。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第 15 条　被扶養者であった被保険者（前条第１項第１号、第２号及び第４号の規定による減額がなされない被保険者に限る。）について、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った

日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に 10 分の５を乗じて得た額を控除した額とする。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の額の通知）

第 16 条　保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（徴収猶予）

第 17 条　広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第 108 条第２項及び第３項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が認める特別の事情があること。

２　前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3　第１項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（保険料の減免）

第 18 条　広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が認める特別の事情があること。

2　前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類（以下「申請書等」という。）を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該定められた期日までに申請書等を提出することができないことにつき広域連合長がやむを得ないと認めた場合については、当該定められた期日経過後においても、申請書等を提出することができる。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第 19 条　被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険

者（以下この条において「被保険者等」という。）は、４月 15 日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から 15 日以内）に、被保険者等の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者等の前年中の所得につき地方税法第 317 条の２第１項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者等が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の市町村の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（普通徴収の際の保険料賦課の特例）

第 20 条　保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

（保険料の納付）

第 21 条　保険料は、第４条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者及び法第 55 条又は法第 55 条の２の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額（第 18 条の規定に基づき保険料を減免した場合にあっては、当該減免した額を控除した額）を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（市町村が徴収すべき保険料の額）

第 22 条　市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第 55 条又は法第 55 条の２の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

２　保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　前項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

４　保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額は、当該被保険者が賦課された保険料の額から前２項の規定により算定した保険料の額を控除して得た額とし、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月分から徴収する。

（延滞金の納付）

第 23 条　延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第５章　雑則

（委任）

第 24 条　この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

第６章　罰則

第 25 条　被保険者が法第 54 条第１項の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者を、10 万円以下の過料に処する。

第 26 条　被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第 137 条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者を、10 万円以下の過料に処する。

第 27 条　偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第４章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料に処する。

第 28 条　第 25 条から前条までに規定する過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

２　第 25 条から前条までに規定する過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第２条　当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第 35 条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第 14 条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第 35 条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２

項第１号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額）及び」と、「同法第 314 条の２第２項第１号」とあるのは「地方税法第 314 条の２第２項第１号」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」と、同項第２号及び第３号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第 35 条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額）」と、「同条第２項第１号」とあるのは「地方税法第 314 条の２第２項第１号」とする。

（適用除外）

第３条　第 20 条の規定は、当分の間、平成 22 年度以降の各年度においてはこれを適用しない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第４条　給与等（所得税法第 28 条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

２　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する額（その額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の１に相当する額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その額とする。

３　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６か月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第５条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われ

る場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附　則（平成 20 年条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第４条及び附則第７条から第９条までの規定は、平成 20 年４月１日から適用する。

附　則（平成 21 年条例第１号）

この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。ただし、改正後の第 22 条第２項から第４項までの規定は、公布の日から施行し、平成 20 年４月１日から適用する。

附　則（平成 21 年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年４月１日から適用する。

附　則（平成 22 年条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 22 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 21 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成 24 年条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 24 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成 26 年条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成 26 年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用し、平成25年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年条例第６号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成28年条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険料について適用し、平成27年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成29年条例第２号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成30年条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成30年条例第２号）

この条例は、平成30年８月１日から施行する。

附　則（平成31年条例第２号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和２年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第４条及び第５条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附　則（令和３年条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和３年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年条例第１号）

（施行期日）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和４年度以降の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和５年条例第５号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和５年度以降の年度分の保険料について適用し、令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年条例第４号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第３条　令和６年度において、茨城県後期高齢者医療広域連合が被保険者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第 10 条中「80 万円」とあるのは、「73 万円」とする。

(1) 昭和 24 年３月 31 日以前に生まれた者

(2) 令和７年３月 31 日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条第２号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和 24 年４月１日から昭和 25 年３月 31 日までに生まれた者で 75 歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第４条　令和５年の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない者に対して課する令和６年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により

算定するものとする。

２　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

３　第１項の場合における所得割率は、100分の9.00とする。

附　則（令和６年条例第６号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和７年条例第８号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行し、改正後の第17条の規定は、令和６年12月２日から適用する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の第14条の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第３条　この条例による改正後の第17条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年12月以後の期間に係るもの及び令和７年以後の保険料について適用し、令和６年11月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。